

令和3年定例第3回市議会会議録(第2日)

令和3年9月8日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒卷	隆伸
3番	村上	義徳	11番	瀬口	健
4番	奥菌	由美子	12番	壇	康夫
5番	吉原	政宏	13番	中尾	眞智子
6番	末吉	達二郎	14番	中島	一博
7番	古賀	義教	15番	宮本	五市
8番	前原	武美	16番	牛嶋	利三

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	宋由美子
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	農林水産課長	宮崎眞一
副市長	宮寄敬介	建設課長	城戸邦宏
教育長	待鳥博人	総務課防災対策室長	小松輝久
総務部長	西山俊英	企画振興課長 補佐兼企画係長	村越公貞
環境経済部長	坂田良二	総務課庶務法制 係庶務担当係長 兼防災対策室 防災対策係長	山下昭文
建設都市部長	松尾武喜	建設課水路係長	松尾充孝
総務課長	栴嶋晋治	農林水産課園芸 水産林務係水産 林務担当係長	松尾和久
企画振興課長	木村勝幸		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
1	4	奥 菌 由美子	1. 豪雨災害の検証と対策を急げ
2	6	末 吉 達二郎	1. 企業版ふるさと納税でノリ養殖漁業等の活性化を
3	7	古 賀 義 教	1. 先行排水における水門・樋門と高田堰の取扱いについて

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。具体的事項が複数ある場合でも、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただきますようお願いいたします。また、会議規則第62条に基づき、市の一般事務の範囲外にわたる質問や通告していない質問がないように、通告書に沿って質問を行っていただくようお願いいたします。

なお、会議規則第55条の規定のとおり、発言は全て簡明にされるようお願いいたします。また、執行部につきましても簡明な答弁をお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、4番奥菌由美子君。

○4番（奥菌由美子君）（登壇）

皆様おはようございます。トップバッターで頑張らせていただきます。議席番号4番、公

明党奥菌由美子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして豪雨災害の検証と対策を急げとの主題で質問させていただきます。

8月11日から断続的に降り続いた大雨では、みやま市の総雨量は1,000ミリを超え、床上浸水や床下浸水、道路の損壊や崖崩れ、農作物等へ大きな被害をもたらしました。昨年の令和2年7月豪雨で土砂崩れを起こした箇所の復旧工事が終わったばかりのところ今回の豪雨でまた土砂崩れを起こすなどの被害もあり、昨年の激甚災害指定に続き、今年も災害救助法が適用となりました。

ここ数年、大雨による被害が相次いでおり、既存の水害対策や避難所等の抜本的な見直しと早期の復旧・復興に向け、検証と対策が必要ではないかと考えます。

そこで、3点お尋ねいたします。

具体的事項①避難所の情報発信の仕方についてお尋ねいたします。

今回、避難所の混雑状況の情報が、KBCテレビのdボタン広報誌や市のホームページ、みやま市公式SNSなどで「空き」、「混雑」、「定員一杯」の3段階で発信されました。

「空き」や「定員一杯」は分かりやすいのですが、「混雑」については定員の50から90%が目安となっており、実際に避難する際に混雑した避難所に行っても大丈夫なのか判断が非常に難しく、避難するかどうか迷いました。また、大江小学校、高田中学校体育館、高田体育館、下庄ふるさと館の4か所の避難所の周囲が冠水して利用できないとの情報発信があり、非常に助かりましたが、空きのあるほかの避難所を御利用くださいとの案内が出ているだけで、避難する際に道路の冠水箇所を避けるためにも、今後、安全確保のための具体的な行動などの情報発信も含め判断しやすい情報発信の工夫をしていただきたいと思います。市の考えをお尋ねいたします。

具体的事項②新しい警戒レベルでの避難行動についてお尋ねいたします。

8月14日には市内全域にレベル4の避難指示、その後、土砂災害警戒区域にレベル5の緊急安全確保が発令され、避難所に最大251人の方が避難されました。しかし、避難指示対象人数に対して避難所の人数が少ないように感じました。安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はなく、また、安全な親戚、知人宅など避難所以外に避難された方もいらっしゃるかもしれませんが、取り残された方がいないか、今後、自主防災組織などとも連携して、マイ避難先の把握などの対策が必要ではないかと考えますが、市の考えをお尋ねいたします。

具体的事項③内水氾濫を防ぐ治水対策についてお尋ねいたします。

令和2年7月豪雨での被害を踏まえて内水氾濫被害を軽減するため、先行排水や国土交通省の排水ポンプ車の設置などの対策を取られたようですが、今年も市内の複数箇所、また、昨年とほぼ同じ場所で浸水被害が発生しました。一定量以上の大雨が降るたびに浸水する箇所は同じように感じます。

治水対策については市単体での対応は難しく、国や県をはじめ、関係機関との連携が不可欠かと思いますが、今回の大雨被害での課題点と今後どのような治水対策を取られるのか、お尋ねします。

以上3点について御答弁をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。それでは、奥菌議員さんの豪雨災害の検証と対策を急げとの御質問にお答えをいたします。

8月11日以降、日本付近に停滞した前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、本市でも17日までの総雨量が1,000ミリを超える記録的な大雨をもたらし、また、14日には5年連続となる大雨特別警報が発表されました。

今回の大雨により、人的被害のほか、住家への浸水、道路や河川の被害も多数発生しており、土砂災害で生活道路が寸断された女山地区におきましては、現在も避難指示を継続している状況にあります。

まず、1点目の避難所の情報発信の仕方についてでございますが、8月11日以降、指定緊急避難場所27か所を設置し、最大で251人が避難をされております。避難所の混雑状況につきましては、LINE等のSNSやdボタン広報誌により、「空き」、「混雑」、「定員一杯」の3段階で情報を発信いたしました。3段階の表示につきましては報道機関等に配信されるLアラートへの入力に合わせた表現といたしており、定員の50%以上90%未満を「混雑」としております。しかしながら、議員御指摘のとおり、「混雑」の段階には幅があり、判断しづらい面があったかと思っておりますので、より分かりやすい表現となるよう情報配信を工夫するとともに、県に対しましてLアラートへの入力区分の細分化を要望してまいりたいと考えております。

また、今回も含め過去に避難所周辺が浸水し、避難に支障があった場所につきましては、

校舎2階等への垂直避難の対応により安全が保障されますので、避難情報発令後の浸水が始まっていない段階で速やかに避難していただくよう繰り返し情報発信してまいります。

次に、2点目の新しい警戒レベルでの避難行動についてでございますが、本年5月に災害対策基本法が改正され、本市におきましても、この基準に基づき避難情報を発令し、早期避難を呼びかけたところです。

議員御指摘のとおり、今回の避難者数は最大で145世帯251人であり、昨年の7月豪雨時の最大避難者数の538世帯1,139人と比較しますと、約2割程度の避難者数となっております。

避難者が少なかった要因としましては、矢部川や飯江川の河川水位がレベル3水位である避難判断水位を超えなかったことや、コロナ禍で立ち退き避難より自宅や親戚の家での避難を選ばれたためと思われれます。

取り残された方がいなかったかという点につきましては、一部の地域で家の周辺が浸水し、避難できないとの連絡を受けた際には、垂直避難を促させていただいたところです。また、一部の自主防災組織におきましては、住民や消防団との連携による安否確認や避難誘導をされ安全を確保されたとの事例もございます。

今後は、災害時に市民一人一人が適切な避難行動を取ることができるよう、行政区長、民生委員、自主防災組織の皆様や社会福祉協議会などと連携し、これまで実施しております防災出前講座において、避難情報がどのような考え方に基づいているのか、地域にどのような災害リスクがあるか等の防災知識の普及や、避難情報に応じて自分の取るべき行動、マイ避難先などをあらかじめ決めておくマイタイムラインを作成できるようワークショップに取り組んでまいります。

また、災害時には地域と市民の主体的な避難行動を促し、早期避難への取組に努めてまいります。

次に、3点目の内水氾濫を防ぐ治水対策についてでございますが、令和2年7月豪雨による内水被害を受けて、本市では、被害が慢性化している瀬高町と高田町の一部の区域で、区長の皆様や水利関係者と意見交換を行い、洪水被害を軽減する目的として先行排水を試行いたしております。

今年の8月の豪雨対策では、11日に1回目の先行排水を実施し、数日間は先行排水の効果があつたと考えておりますが、そこからさらに断続的に降り続いた大雨の影響で矢部川の水位が上昇したまま下がらず、自然排水が機能いたしませんでした。

また、昨年に引き続き、国土交通省筑後川河川事務所より、瀬高町の作出地区に排水ポンプ車を設置いただいたことで被害は最小限度に抑えることができましたが、排水機場のポンプと比較すると排水量が少ないため、同規模の大雨を想定すると、解決策にはつながらないと考えております。

以上のことから、内水氾濫を根本的に抑えるためには河川の改修や排水機場の増強などの治水対策の強化が必要であります。現在、矢部川や飯江川がよりスムーズに流れ、さらなる流量が確保できるよう、国や県により、引堤整備やしゅんせつ工事を継続していただいております。これに加え、本市では、内水被害が多発、拡大している作出・文廣地区と堀切・浜田・泰仙寺地区に新たな排水機場の整備を要望しております。今後もできる限り早期に整備いただくよう、粘り強く国や関係機関に働きかけを行ってまいります。

○議長（牛嶋利三君）

4番奥藺由美子君。

○4番（奥藺由美子君）

まず、具体的事項ごとに区切って改めて質問させていただきたいと思います。

まずは避難所情報の発信の仕方についてということで、混雑の表記は県のLアラートの表示に従っているということで、50%から90%ということで現状かなり幅があるということで、やはり「混雑」と発信されますと、じゃ、実際に避難所に行って入れなかったらどうなるのかとか、いろいろ情報をいただくのはありがたいし、大前提にはあるんですが、かなり判断に迷うということで、県のほうにもLアラートの入力区分の細分化を要望していただけないかということで、例えば、やや混雑みたいな表現になるのか、どういう表現になるのかは分かりませんが、一応県にも要望していただくということですが、その辺り現状今、県に対しては特に何も行動というか、打合せ的なことはされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

枕嶋総務課長。

○総務課長（枕嶋晋治君）

先ほどの混雑情報の発信につきましては、今年から始まった制度でございまして、県のLアラートで避難者数に応じて空きの状況が見えるような形になっております。

今回の50%から90%ということで施行が始まりましたけれども、その幅が広い背景の一つには、一旦昨年台風等を想定いたしますと、一気に避難者が増えるという状況もございま

して、混雑の情報を見て、一旦避難所に行ったら定員いっぱいだったというケースも想定されるかと思えます。

答弁のほうにも出しとったんですけども、現時点では県のほうに要望等は行っておりません。先ほどの奥菌議員さん言われたとおり、やや混雑とか、そういった表記が可能かどうかということこれから相談していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番奥菌由美子君。

○4番（奥菌由美子君）

そうですね。昨年の状況と今年の状況と災害の種類によってもいろいろ対応が変わってくると思うんですが、今回のケースで言えば、8月14日の午後5時時点であご苑の福祉避難スペースが「混雑」ということで情報発信がございました。私、今年6月議会の一般質問で福祉避難所の受入れ態勢についても質問を行わせていただきましたけど、やはり高齢者の方とか体が不自由な方とかはどうしても設備が整っているところに避難をされるということで、そこで「混雑」と出ていると、あら、どうしたらいいのかなと、どうしても判断に迷われるかと思えますので、今後も県と協力しながら皆様に分かりやすい情報発信をしていただければと思います。

また、次の道路の冠水箇所についてですが、大体いつも浸水して通れなくなるところは、今までの経験から大体あそこがいつもつかるもんねて地元の方もよくおっしゃいますけど、そういうときに周囲が冠水したという情報発信していただいたのは非常に、じゃ、あそこら辺避けないといけないとか分かるんですが、具体的にどこの場所が浸水したとか、実際に避難するときにやはり皆さん通り慣れた道を行かれると思うんですが、そこが冠水していたら、結局また引き返して違う避難経路を通らないといけなくなってしまいますので、やはり道路のそういった冠水情報なども対策本部などに情報が入れば、そういった避難経路に迷わなくて済むように、情報が入った段階ですぐ発信できるような体制を早めにとっていただければ、皆さんも避難行動する際の指標にできるかと思うんですが、その辺りはそういったすぐ発信できるような体制が取れるのか、工夫ができるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

先ほどの冠水の情報でございますけれども、奥菌議員さんの御指摘のとおり、大体毎年つかる場所というか、冠水する箇所というのは似たり寄ったりでございます。冠水した場合には避難所に行くことがかえって危険な場合もございますので、一つ考えられるのが、冠水が始まる前の情報といたしましては、気象庁が出しております防災情報のキキクル、そちらのほうに中小河川の水位等も含めて洪水の情報が発信をされます。すると、河川の情報の色が変わっていくというところでございますけれども、そちらのほうの情報を見ながら、冠水が始まるような前の段階でそういった情報を見ながら、冠水の手前で情報発信するのが可能ではないかなというふうなことを考えております。

また一方で、実際の道路が冠水した場合というのもございまして、そちらのほうは道路の巡回は、市や消防署、それから消防団、それから警察、それぞれ道路の巡回をいただいております。その中で道路が冠水したという情報が来ますと、対応は可能かなというふうに思っておりますけれども、現在も消防署の職員、そのほか警察署のほうからもリエゾンという形で対策本部のほうにおいでいただいております。そこで情報を一元化して集約できれば、その時点で道路の冠水情報等が発信できればというふうには考えておるところでございます。

ただ、現在のところ、そのような体制がまだできておりませんで、これからの災害対策警戒本部体制の強化が必要かなというふうには思っております。そういったところを機能強化いたしまして情報発信をできればということで検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番奥菌由美子君。

○4番（奥菌由美子君）

そうですね。2段階で、冠水が起こる手前でキキクルなどを活用して浸水が起こりそうな場所を事前に避難情報の中で発信していくのと、また、各消防、警察、もろもろ関係機関と連携して情報を一元化して、実際に冠水が起こった場合には、その情報を素早く市民の方に情報提供していただくという体制を、今、2段階でおっしゃっていただきました。確かに実際に災害が起こりそうとか起こったとなったら、なかなか情報が混乱して発信するのも大変かとは思いますが、やはり先ほども言いましたように、冠水している状況で無理に避難するのは逆に危険では確かにありますけど、やはりそういった情報自体がないと、市民の方が

避難されるときに非常に困った状況に陥りますので、今後も随時避難の判断がしやすいような情報発信に努めていただきたいと思います。

次に、具体的事項②にも関係はしてくるので、移らせていただきますが、新しい警戒レベルでの避難行動についてでございますが、あくまでも自分の命は自分で守るという自助が基本ではありますけど、先ほど早めの情報発信という答弁もございましたけど、やはり皆さんなかなか情報発信を受けても避難行動に移すまでに、周りの人が避難し始めたら、あら、じゃ、自分も避難しようとか、そういった集団心理的な作用がないと、やはり情報発信だけではなかなか皆さん避難行動を始められないという実態があるかと思えます。実際に調査の結果が出ておまして、避難行動をそうやって遅らせてしまう人間の心理というところを解決できるのが地域の声かけということで、震度5強の地震に襲われた地域の住民を対象にした調査では、どういった状態だったら逃げたかという問いに対し、73%もの回答を得たのが町内会役員や近所の人からの避難の呼びかけがあったからというものでした。地域で支え合う共助というのが非常に大事であるという調査結果かと思えます。

その上で、特にハザードマップ、今出されておりますが、特にそういった危険が高い地域では特に、今回は取り残された方はいないということで、周囲が浸水して避難できないという連絡を受けた方は垂直避難で自宅の2階に今回は避難されたということですが、おっしゃるとおり、避難所に避難することが目的ではなくて、人命の安全を確保することが一番大事なんですけど、そういった必ずしも避難所を利用してくれという意味合いではないんですが、やはり取り残された方、避難したくても避難できない状況に陥ってしまうような方が出ないように、先ほども言いましたけど、マイ避難先、答弁の中にもございましたけど、一部の自主防災組織で安否確認とかされたり、避難誘導された地域もあったとのことですが、特にハザードマップなどで危険が高いと出ている区域に関しましては、市内全域一斉にマイ避難先を把握するとかというのはなかなか難しいと思うんですが、危険が高い地域からできれば地域の方とも協力しながら取り残される方が出ないようなやり方の検討ということで、一つはマイタイムラインということで今答弁に出していただきましたけど、確かにマイタイムラインも絶対に必要かと思えます。実際災害が起こったときにどうしていいかわからないというのが一番最初にありますので、こういった災害のときにはこういう行動を取る、こういった災害のときにはこういう行動を取るという、きちんとしたマイタイムラインができていけば、確かにそれに沿って行動ができますので、今後の課題ということにはなるかと思う

んですが、マイ避難先の把握と併せてマイタイムラインの作成とか、地域、地域によっていろいろ実情が違うかと思しますので、一概に市内全域を統一してとはなかなか難しいと思うんですが、まずは危険が高い地域から始めるなどの対策は何か取れるものかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

具体的にここからというのはまだ見えていないところがございますけれども、出前講座、それから、自主防災組織の設立推進を今現在行っておるところでございます。また、自主防災組織の活性化といいますか、活発化のほうも推進していきたいというふうに思っています。その優先順位としては、先ほどの土砂警戒があるところ、それから、洪水での危険があるところ、そういったところが最優先かなとは思っております。

その際に講座等を開きながら、それぞれの場所によって避難する場所、避難先ですね、それも違いますし、どのタイミングで避難するかというのもそれぞれ違いますので、こちらのほうにも書いておりますとおり、ワークショップ等を開きながら個別に応じたマイタイムラインのほうをつくっていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番奥菌由美子君。

○4 番（奥菌由美子君）

では、ワークショップなどでマイタイムラインの作成を推進していただくということでございますので、ぜひそれは進めていただきたいと思います。

最後に、内水氾濫を防ぐ治水対策についてまた改めてお尋ねいたします。

今回、被害がいつも慢性化しているという瀬高町、高田町、一部の地域で先行排水を行っていただいたということで、全員協議会でも詳しく御報告いただきましたが、短期的には非常に効果があったとのことですが、今回かなり長い期間断続的に降り続いたということで自然排水が機能しなくなって、最初に比べて最後のほうはちょっと排水できる水位じゃなくなったというお話も聞いております。

また、排水ポンプ車も設置していただきまして、答弁書では被害は最小限に抑えることが

できたということで、それは去年の豪雨も受けての対策をしっかりと取られた結果かなとは思っております。

ただ、ここにもありますけど、根本的に抑えるための河川の改修、排水機場の治水対策の強化ということで、今回、作出・文廣地区、堀切・浜田・泰仙寺地区に新たな排水機場の整備を要望していただいているということで対策も取っていただいております。ただ、排水機場に関しましてはそんな一年、二年ですぐできるようなものではないとは思いますが、長期的な治水対策と先行排水的な短期的な対策、両方が必要かと思いますが、今、現状、新しい排水機場の設置というのは絶対進めていただきたいと思うんですが、それ以外に短期的に何か治水対策として考えていらっしゃるものがあれば教えていただきたいんですが。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど奥菌議員さんのほうから短期的な今後の市の取組というふうなことでございましたけれども、先ほど市長の答弁にもございましたように、まず、今、瀬高町と高田町の一部の地域で先行排水のほうを試行的にやっているということでございます。先ほど議員さんもおっしゃいましたように、この先行排水といいますのは短期的な効果は発揮できているというふうに私たちも認識をしているところでございます。このような取組を徐々に市内全域にまず広げていきたいというふうに考えております。そのためにはやはり水利権というのがございますので、農業者の御理解、それから御協力、これがないと、ここはできないというふうに思っておりますので、このような効果が徐々に広がっていけば、そのような取組ができるのかなというふうに考えているところでございます。

また、この排水ポンプ車につきましても、ほかの地域からも設置ができないかという御相談もお受けしているところでございます。ですから、この排水ポンプ車を設置すると、どうしても堤防敷に設置をするということでございまして、通行止めが生じる場所が出てきます。そのようなことで、地元の方たちに混乱を招かないように、その辺は十分地元と協議をしながら、このような排水ポンプ車の設置も他方面で考えていきたいというふうに思います。

それと、この排水ポンプ車も、じゃ、みやま市が要請したから必ずできるというものではございません。各地で甚大な被害が発生しているところにどうしても持っていかれるという

ことになると思いますので、当然、市のほうでもそういうふうな洪水被害が発生するというか、見込まれるという場合には私たちも早急にそういった要請をかけてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

市のほうとしては以上でございますけれども、国や県のほうとしても、この回答書にもありますとおりに、今、引堤でございますとか、河川のしゅんせつであるとか、そういうふうな整備は継続して行っているところでございます。まずはやはり本川でありますとか支川である、この河川の水位が下がらないと対策ができませんので、このような取組もぜひ私たちとしても働きかけをまた行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番奥藪由美子君。

○4番（奥藪由美子君）

非常に分かりやすい御答弁ありがとうございます。

おっしゃったとおり、1つ目の先行排水、今回、短期的に非常に効果があったということで、水利権の問題もありますけど、その効果が実証されれば、市内全域にぜひまた協議しながら広げていただきたいと思います。

また、排水ポンプ車もそう簡単には設置できないということもよく分かります。今回、最初1台で、追加でもう一台で、2台稼働されましたけど、先ほど堤防の通行止めの話も出ましたけど、私が住んでいる江浦のすぐ裏が堀切で、私もちょっと見ると、あそこはいつも海みたいに浸水して全然境目が分からなくなるようになってしまうところなんですけど、確かに堤防が通行止めになってしまうと、ほかに行き場所がなくなってしまうということで、確かにあそこに排水ポンプ車を設置してしまうと、地元の皆さんの逃げ場が逆になくなってしまうというお話も伺って、確かにそうだなというのもありました。

先ほどもおっしゃったように、本川、支流の水位が下がらないことには、そういった先行排水、また、排水ポンプ車の効果も十分に発揮できないということで、それはよく分かりましたので、最初にも言いましたけど、市単体ではやはり治水対策というのはなかなか難しい問題でございますが、先ほどもおっしゃったとおり、国、県と、また、いろいろ関係する機関とも連携を密に取りながら、今後も市民の安全・安心、人命優先ということで取り組んでいただきたいと思います。

以上で、昨年、今年と引き続いて豪雨災害が続きましたけど、検証と対策を急げということでの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、6番末吉達二郎君、質問を行ってください。

なお、今から末吉議員のほうに質問いただきますが、時間が中途になっております。トイレとか行かれる方は混乱のないように、ひとつ静かに行っていただきたいと思います。

○6番（末吉達二郎君）（登壇）

再度おはようございます。6番議員末吉です。議長の許可がありましたので、一般質問をします。

質問に入る前に、コロナウイルスのデルタ株により、みやま市内においても多くの罹患者が発生しています。市は、ワクチン施策をはじめ、積極的に対策を講じられています。今後よろしく願います。ただ、1点お願いしたいことは、罹患した子供たちがいじめの対象にならないように、関係機関の方、よろしく願います。

それでは、質問に入ります。

私は平成28年定例第2回市議会一般質問で、農業及び漁業の担い手の高齢化による将来の展望について質問しました。当時の市長は将来の展望というものがなかなか開けないということで大変心配しているという趣旨の答弁をされました。このときは農業の法人化、中山間地収益性等について質問し、これらの課題に積極的に取り組むことを答弁されました。

令和元年定例第3回市議会の一般質問で、このことについて検証する意味での質問を行いました。道半ばであるが、法人化は完了し、その充実を図ること及びスマート農業の推進などの答弁をされ、今後も農業後継者の育成を推進するとのことでした。

今議会では、さきの一般質問を検証する意味で、具体的事項①でノリ生産業者の経営状況について、具体的事項②で養殖ノリ業者に特化した後継者育成事業について、具体的事項③で市独自のノリ養殖者後継事業を行うについては財源が必要であることから、企業版ふるさと納税の活用についての政策提言を行います。

前向きな答弁をお願いします。以上です。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、末吉議員さんの企業版ふるさと納税でノリ養殖業等の活性化をとの御質問にお答えします。

まず、1点目のノリの生産業者の平成19年度から令和2年度までの経営状況でございますが、ノリ養殖業をはじめとする水産業は本市を代表する産業の一つと認識いたしております。海況に左右されるノリ養殖であります、漁業者の努力によって総販売金額は良好な状況である一方、従事されている漁家数はこの十数年の間に半数近くに減少しております。

このような状況を踏まえ、本市では、漁業者の後継者育成や事業継続のため、労働条件の改善や経営コストの削減などにつながる漁業の協業化の推進が必要不可欠であるとして、その実現に向け、関係機関と協議してまいりました。しかしながら、協業施設の建設費用の高額化が見込まれ、事業主体となります高田漁協が負担する建設費用や維持管理に要する費用などの諸問題により、実現に至っていないのが現状であります。

そこで、現在のノリ養殖業の振興策であります、毎年実施しております漁業者が利用する江浦漁港の泊地しゅんせつに伴うガタ土除去船運転等に要する補助や、5年に1回の大規模なしゅんせつ工事、また、共同荷さばき場の改修に対する助成をいたしております。このほか高田漁協と協議しながら、江浦漁港照明のLED化、環境整備のための赤水対策に対する助成など、漁業者が安心・安全、そして、効率的な作業ができるように支援を行ってきております。

総販売額がおおむね良好であるなど、一定の成果はあるものの、ノリ養殖業を取り巻く後継者不足の課題の解決までには至っておりません。漁業の協業化など、漁家数の減少の課題解決に向けまして今後も引き続き高田漁協と協議を行い、県及び有明海漁連などと連携しながら水産業の振興に努めてまいり所存であります。

次に、2点目の養殖ノリ業者に特化した後継者育成事業をでございますが、議員御指摘のとおり、農業にしましては新規就農支援として、国の農業次世代人材投資資金補助金制度や、市、JAみなみ筑後、県普及指導センターによる就農相談会の実施など、後継者育成の取組を行っておりますが、水産業に対しての制度が確立されていないのが現状でございます。

このことから、本市と高田漁協による人材の育成や確保に関する協議の場を設置する方向で、高田漁協の組合長をはじめ、役員の方々と協議を進めております。この協議する場を制度化した上で、人材の育成・確保に対する課題解決の方策や、新規漁業就業者への助成制度などについても検討してまいり所存であります。

今後も高田漁協とノリ養殖業が抱える課題を共有し、解決に向け議論を重ねて、次世代の水産業の発展につなげていければと考えております。

次に、3点目の財源に企業版ふるさと納税の活用をについてでございます。

議員御承知のとおり、企業版ふるさと納税は、新たな民間資金の流れを生み出し、地方創生の取組を深化させることを目的として平成28年度に創設されました制度で、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除をする仕組みでございます。

令和2年度の税制改正では、地方公共団体が策定する地域再生計画の認定手続の簡素化や、税の軽減効果を最大約9割まで引き上げるなど、企業や地方公共団体がより活用しやすい制度へと見直されております。制度改正以降、多くの自治体が地域再生計画を策定し、産業振興や人材育成、移住・定住など、様々な分野で企業版ふるさと納税を活用した取組が進められております。

本市といたしましても、まずは地域再生計画を策定し、企業版ふるさと納税が活用できる土台づくりをしっかりと進めてまいります。また、企業からの寄附を募る際に必要な個別プロジェクトの策定につきましても、御指摘をいただいております農林水産業の振興をはじめ、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策を推進するため、庁舎内の連携を図りながら、魅力的なプロジェクトを多角的に検討してまいります。

今後も、国、地方の財政状況はますます厳しくなることが予想される中、本市の新たな一般財源として創意工夫を凝らしながら、一丸となって企業版ふるさと納税の取組を推進してまいります所存でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

答弁ありがとうございました。

これは漁業者の方から聞いたんですけど、今回の災害で流木とか、そういうものについて速やかに市として対応、県のほうも含めて対応しているんですけど、非常に感謝してありました。今からさお立てとか、いろいろ始まりますので、非常に助かっているということでした。

ノリの中身に触れる前に、これは市長も当然御存じだと思いますけど、今、韓国からの輸入

ノリが相当なシェアを占めております。水産庁によると、ノリの国内流通は90億枚と、そのうち韓国産が8億枚と中国が2億枚ということでシェアが大分狭まっている。この大きな理由は零細企業であるところがさらに細ぼっていきよるから、それを穴埋めすると。価格が安いんですよ。そういうことが出ておるんですけど。

そういうことで、取り巻く環境は非常に厳しいというような問題があります。具体的事項①ですね。その年の天候及び海況の状況によりまして経営状態が大きく左右されると。だけど、経営状況は、市長の答弁にもあったように、悪くはないんですよ。この点でいくと、農業はなかなかもうからんから、思い出しますけど、農林水産課長が、もうからんと、後継者は育たんですよということでいけば、もうかる業種じゃあるんですよ。なかなか厳しい作業状況です。それは私も分かっているんですけど。

重複になりますけど、資料1を配付しているとおりですね。ノリ養殖業者については次世代に継続されるかどうか岐路に立っております。答弁されたとおり、ハード事業としての漁港の整備、協業化の促進、これは漁協の方たちも相応じないといけない部分があると思います。また、環境整備のための赤水対策、市が努力されているということは理解します。

そこで、後継者問題は具体的事項②でいきますので、今後も漁港としてハード面で何か、漁港に限らず、ハード面で何かしていかにやいかん部分があるのかどうか、教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

今、市が抱えるハード面の課題といたしましては、漁業者が利用する江浦漁港の大規模な改修が一つございます。昭和63年から平成11年にかけて改修を進め、現在の江浦漁港の姿になっておるところでございますが、20年以上経過した中で、毎年、小規模な改修、修繕工事を行っているところでございます。

平成25年度に機能保全計画を策定しまして長寿命化による改修計画を立てておるところでございますけれども、物揚げ場の診断等々を行った結果、損傷、沈下、あるいはコンクリートの劣化、附属施設の腐食状況などの課題が見られました。診断の結果でございますけれども、おおむね耐用年数が30年ということの結果も出ているところでございます。

こういったことから、今後10年以内には長寿命化のための対策工法を検討して大規模な江浦漁港の改修が必要であるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

残り10年ぐらいで大規模な改修が必要だろうと、どの程度になるか分からないけど、耐用年数からいくと、大規模になるような。その面については、国、県等から助成をしていただいて、市の負担が、あるいは漁業者の人の負担が少なくなるように一生懸命してください。

ただ、ここで皮肉な言い方をしますけど、10年後に立派なものができたといったときに、漁業の数ですね、そこら辺が懸念されるわけですよ。そういう意味で、具体的事項②に移ります。

今言いましたように、ハード面はいろいろしていただいとると。だけど、10年先は漁港が問題があるという中で、後継者問題です。確かにノリ養殖業は重労働の仕事ですし、天候等に左右される業種であります。中には子供が事業を継承し良好な経営を行っているところもありますが、なかなか後継者がいないところが多い現状です。それも先ほど言いました資料1で見ていただくと分かると思います。

一般論ですが、親は子供の幸福を願い、子供の希望する職業を選択させます。このような中で、子供が社会に巣立ち、生きがいを持って仕事をされている方もいる一方、職業選択期にミスマッチをしたと思われる方も多いと聞きます。第1次産業へ転職することに興味を抱かれる方も多いと聞きます。農業に関しては国等がこれを支援するため支援制度が多数ありますが、答弁もありましたけど、漁業、ましてやノリ養殖に目を向けた後継者育成等はないと思います。

みやま市では大企業が少ない中、7億円の売上げの実績があるノリ養殖業は貴重な財産です。答弁されましたが、再度お尋ねします。市でできる養殖業後継者の育成のための施策を講じるべきではないかと私考えますけど、答弁をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

市長の先ほどの答弁にもありましたように、人材育成や確保に関する協議の場、併せまして新規漁業就業者への助成制度などについて、今後検討してまいりたいと考えております。

例えば、現在の漁業者が漁業に関心がある若者を雇用する際に必要な経費に対しまして幾分かの助成をすることができないか、あるいは後継者育成のための、あるいはと言いますか、後継者育成のための制度設計を今後検討してまいる所存でございます。

今までも高田漁協とは密に水産業に関しまして情報交換を行っております。こういうことから、この課題につきましても解決に向けてなるべく早い段階で協議の場を発足できるように、いま一度、高田漁協と協議を進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

若者を雇用する際に必要な経費を助成することを考えていると、決めたということじゃなくてですね、そういう方向性も持っているというようなことで非常にいいことと思います。

私、資料、これは漁協からもらっているんですけど、言われるように、労働者を雇いというのが何件もあるわけなんですよね。こういう中で、これも地域間競争で、やっぱりノリは佐賀のほうの方が有名なんですよね。それと柳川、それと高田ですね。賃金の格差というのが、働く者は高いほうに行きたいというようなことで、そういうところの不安も感じてあると、そういうことを考えると、今、宮崎課長が答弁した助成というのは非常に漁業者の救いになるかもしれません。

ただ、そういうことから言えるのは、雇いの方がもっと若い人が来て、そこに魅力を感じるといようなことを定着させると、これは定住促進のほうにも関係することなんですけどね、そういう視点も持っていかにゃいかんなど。

その中で考えると、市長答弁の中にもありましたけど、農業については、農業も大事なことですから、それをどうこう言っているつもりは一切ありません、いろんな施策があるわけですよね。だけど、みやまのノリについては、いわゆる後継者育成についてはないわけなんですよね。そういうところがあるので、そういうところを含めて執行部のほうから答弁していただいたということで理解します。

そういうことで後継者育成の問題というのは非常に持ってあるということは分かりましたので、私は市単独の事業でこれをやっぴいかんと守れないと。6 億円、7 億円の売上げがあ

る事業がなくなってしまうというような結果になりませんかという心配をしとるので、政策的な提言ということですね。これを実行するに当たって財源が必要なんですよ。いろいろ私も考えて勉強していましたが、企業版ふるさと納税というものがあまして、これも市長見られたことあると思いますけど、内閣府の事務局からメールがいっぱい出ているんですよ。実際の成功事例と、そこまでは評価していないけど、みやま市も受けたグッドデザインになっているとか、そういうものもあります。だから、こういうものも参考に私もいろいろ考えて活用すべきじゃないかというふうに思っているわけです。

企業版ふるさと納税ということを出したんですけど、従来、これも市長も含めて市職員の方がしっかり取り組んだおかげで相当な金額が個人版ふるさと納税と、あえて個人版と言いますが、実績が上がっております。人口規模からいくと、他市に負けないぐらい、そういうことになっております。

それで、お尋ねします。

個人版ふるさと納税と企業版ふるさと納税、当然、税の軽減対象とかも違うと思いますし、寄附額を使用する場合の縛りも違うと思います。その点ちょっと説明していただけないでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

私のほうから御回答させていただきます。

議員さんも御承知のとおり、今、本市で取り組んでおりますふるさと納税ですね、こちらのほうは自分が応援したい自治体に個人で寄附をされると、そうした場合に寄附した金額のうち2千円を超える金額を所得税、あるいは地方税の住民税のほうから全額控除されるというふうな制度でございまして、去年は480,000千円ほどの寄附をいただいたというところでございます。

この寄附の使い道については、寄附する自治体が定めます施策の中から寄附された方が選ぶような形になっている場合がほとんどだというふうに思います。本市では教育・文化の振興、あるいは健康・福祉の充実、自然環境の保全、地場産業の振興という4つの項目を設けて、その中から選択できるようになっていますし、その中に希望する使い道がなければ、市長に一任してもいいというふうな仕組みを取っているところでございます。

そして、多くの自治体でこの寄附をいただいた場合に、寄附額に応じて地元の産品を返礼品として送っている。うちの場合は約150品目程度の品物を返礼品として準備をして寄附を募っているというふうなところが現状でございます。

一方で、企業版のふるさと納税でございますが、こちらのほうは現在、本市では取組をやらせておらないところございまして、こちらについては国の認定を受けた地方自治体の地方創生プロジェクトを定めた地域再生計画というのがあります。それを地方自治体がつくって、そこに掲げている事業に対して企業が寄附をするというふうな場合に、国税の法人税、それから、地方税であります法人住民税、それと、法人事業税の3つの法人関係税から最大で6割税額控除を受けられるというふうな仕組みでございます。ですので、通常の寄附の場合は損金算入が約3割できますので、合わせると、最大9割の税の軽減効果が出るという仕組みになっていまして、寄附した企業にとってはメリットが大きいというふうな寄附の制度になっているというところでございます。

個人のふるさと納税と比較すると、使い道については、さっき言いましたように、国が認定しました地域再生計画に定める事業について使うということになりますので、市長一任とか、そういったふうなことではないですね。

それから、寄附した企業に対して、通常の個人のやつでしたら、返礼品という形でお礼の品を送ったりするんですが、そういった経済的な見返りというのは禁止をされております。ですので、そういったことはできません。その代わりに、例えば、寄附をいただいた企業のほうに市のほうから感謝状を送るとか、あるいは市の広報紙やホームページのほうに寄附いただいた旨の御紹介をするとか、そういった経済的な利益供与に当たらないような範囲で恩恵を提供するというふうなことが多いようでございます。

制度的にはそういった違いがございます。以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

ありがとうございました。

法人と個人ということだから、当然ながら今のような税対象、賦課対象が違うので、法人税と所得税、住民税ということで変わるんですけど、一番大きな違いは、今ふるさと納税は返礼せにゃいかんから、一般会計の中で購入して返礼品をすると。だから、実質的には寄附

額そのものが全部実入りじゃなくて、そこには費用があるわけですよ。そういうところの特性があるんですけど、企業版ふるさと納税についてはそういうのは一切ないと、返礼品等はないと。だけど、企業としてはこういうもので成功すると、それらの企業としての価値は上がるわけなんですよ。これがみそだろうと思うんですけど。

そういうことで、企業版ふるさと納税というのが平成28年からできとるわけなんですけど、非常に使い勝手が悪くて利用されていなかったんですよ。そういうものが令和2年に改正されて非常に利用されて、総務省もこういうふうに出すように実績が出てきよるんで、この令和2年の改正というのは具体的にどういうものをして、各基礎自治体等が活用しているのか、そこを教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

お答えいたします。

制度創設当初から令和2年で改正をされたということで主な改正点については、まず1点目が、先ほど言いました税額控除の割合ですね。こちらのほうが6割税額控除ということで申し上げましたが、創設当初は最大で3割でございました。3割の分が6割に改正をされたということですので、創設当時は損金算入も入れて最大で約6割の税負担の軽減だったものが、先ほど言いましたように、9割に引き上げられているということで、以前の当初の制度よりも企業にとっては非常にメリットが大きくなっているというのが、企業側、寄附する側のメリットとしてございます。

2点目、これは寄附を受ける自治体側のほうもかなり改正がされて使いやすくなっておりまして、実は先ほど言いました自治体のほうが作成します地域再生計画の認定手続が簡素化をされたということがございます。これまでは自治体が寄附を活用してやる事業を個別に計画をつくって、その計画の中には事業の目標をはじめ、KPIを設定したり、事業費、あるいは寄附見込額等を細かく定めた形での地域再生計画というのをつくって、それに対して国に認定をしていただかないと寄附が受け入れられないというふうな形、制度は活用できないという形でございました。今回の改正でその点が大分ハードルが下がりまして、今みやま市でもつくっております、まち・ひと・しごと創生総合戦略から抜粋したり、あるいは転記したりする形でこの地域再生計画をつくることができるようになっていまして、国としては

全体の計画を包括的に認定するというような形で認定されるというふうなことになっております。言い換えれば、まち・ひと・しごと創生総合戦略を焼き直して地域再生計画というふうなことで銘打って認定を受けることができるようになったということです。市にとっては、土台がもうありますから、非常にハードルが下がったなというふうに私どもも考えているところでございます。

それ以外にも、企業版ふるさと納税と併用できる国の補助金、交付金が拡大されたり、あるいは企業からの寄附を受ける時期が、今までは事業費がきちんと固まってからじゃないと寄附を受け入れることができなかつたんですが、事業費が固まる前でも受け入れられるとか、そういった見直しがされておるところでございます。

ただし、この見直しの適用期限は令和6年度までということになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

令和元年度までは、今説明で2番目に言われた地域再生計画の認定手続が非常にハードルが高くてがんじがらめのような形で県も含めて市町村は利用しづらいということで実績がなかったのを、まち・ひと・しごと創生総合戦略に上げておれば、それを転記するだけでもこれはいいですよというふうなことになって、これで非常に利用しやすくなって令和2年度からそれが活用されているんですよ。補助金との併用とか、大幅な改正がされております。

市長も御存じだと思いますけど、令和2年度の実績がいろんな新聞に出ております。市長の政策にもあるカーボンニュートラルとの関連もあると思いますけど、脱炭素支援ということでヤフーが寄附する自治体ということで、全国の8自治体に約250,000千円を寄附するというようなことがあっているんですよ。だから、みやま市は先進的にいろいろ取り組んであるから、そういうところも生かせるということです。他の新聞によると、自治体寄附額は3倍になっていると。企業版ふるさと納税は、前は使い勝手が悪かったからですね。そういうことで非常にこれがいいというふうに評価。今、課長のほうの説明もそういう趣旨でされたと私は理解するんですけどですね。

次に、市長のほうにお尋ねしますので、質問の3番目として、この制度の正式名称は地方

創生応援税制です。この観点に鑑みると、具体的事項①、②で指摘したとおり、ノリ養殖業者が高齢化しており、その後継者が育たないため、第1次産業であるノリ養殖業が崩壊の危機にあることから、当該制度を活用すべきと考えます。後継者育成を図るための施策のハードルは高いと思いますが、果敢に取り組むべきタイミングだと思います。一度壊れた再建は困難です。農林水産課、企画振興課、高田漁協組合で十分施策を講じるべきと判断します。

先ほどちょっと気になったのが、市長答弁の中で最後末尾に、最初のほうは水産業、農林について一生懸命やっていますということ、市長の立場でそうなるかもしれません。私が質問しているのは、この一般質問の中の後ろから6行目、御指摘をいただいております農林水産業の振興をはじめと、だから、農林のほうは一生懸命されて大分進んでいるんですね。水産業、ノリ養殖業は遅れているので、市長、これに目を向けてくださいという趣旨で言っているのです、多分そういう趣旨だろうと思いますけど、その点、市長にお尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほど答弁いたしましたとおり、ノリ養殖を行う漁家が年々減少していることは承知しております。後継者の育成が喫緊の課題であることは十分に認識をしております。

そうした中で、今後、後継者育成のために市としてどう取り組んでいくのか、また、企業版ふるさと納税を活用してどんなことができるのか、非常にハードルは高いと思いますが、今後しっかり検討してまいりたいと思います。

また一方で、先ほど説明もしましたとおり、昨年度の法改正で、まち・ひと・しごと創生総合戦略を焼き直して地域再生計画の認定を受ければ、総合戦略の取組に企業版ふるさと納税が活用できるということになりました。議員御指摘の漁業者の課題だけでなく、広く地方創生の取組に寄附金が活用できますので、早速、来年度から企業版ふるさと納税に取り組めるよう準備を進めたいと思います。

企業版ふるさと納税による寄附獲得の鍵は、いかに企業側にアプローチをするかにかかっていると思います。企業にとって魅力的なプロジェクトを検討することはもとより、本市に縁のある企業をリストアップしてトップセールスを行うなど、事業がスタートしましたら、積極的に取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

今、答弁いただいたのはそのとおりしていただきたい。最初の演壇で答弁された中に農林水産業ということでノリは当然入ることも分かっておりますけど、今、主に私が質問したのは水産業だったからですね、それを意味していますよということをお尋ねしたかったんですけど、多分そうだろうと思います。

推進するに当たっては関係課で知恵を絞っていかにかいかんのですが、このアプローチの中で企業に対してアプローチしていかにかいかんわけですよ。これが鍵なんです。そういうことになると、当然、私はトップである市長がその企業に対してトップセールスするというような姿勢が必要じゃないかと思うんですけど、その点、市長、どう判断されますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほども申し上げたとおりでございます、やはりみやま市に縁のある企業様、そして、しっかり庁内で計画をきちんと立てて説得できるような企画をしてトップセールスをしてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

ちょっと最後聞き取れなかったけど、関係各課で知恵を出し、協議し、その上では市長がトップセールスするというので理解してよろしいですか、市長。うなずかれましたので、そういうこと。こういうことこそ市長の大いに活躍の場だと思います。市長の動きによってみやま市がまた活性化すると思いますので、真剣に取り組まれていることは分かりますので、ぜひ頑張ってください。

それと、最後のほうになりますけど、今、コロナ禍というのは、強制とかじゃなくて、なるべくこういう罹患者がないようにしていかにいかんという命題が一番上にあるということ承知の上で話しますけど、これは農業新聞なんですけど、「移住、若者の関心高く」ということで大きく載っているんですよ。これはおとついの新聞だったろうと思います。これは地方に移住しようと、これはテレワークなんかも含めてですよ、そういうことで移住

しようと。

それと、これも同じ国立環境研究所長の五箇公一さんという方が、市長も見られたように、
—————〔発 言 取 消〕—————国家公務員ですよね、この方が言っているのは、
コロナ禍は若者の農村回帰の動きを後押しし、地域にチャンスをもたらしているというよう
なことを書いておられます。

何を言いたいかというと、今の社会のムーブメントの中で地方に戻ろうという意欲も都会
に出た方たちもあるので、これは農業、漁業にばかり、まち・ひと・しごと創生総合戦略の
定住促進という観点からも、こういうチャンスと動きというのは捉えにやいかんからですね、
そういうものやっつけていかにやいかんというふうに考えます。市長、こういうのは当然肌で
感じてあると思いますけど、いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

やはりこのコロナ禍の中で地方というのが今見直されてきておるわけでございます。です
ので、それも含めてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

それと、さっき木村課長のほうから個人版ふるさと納税の説明をしていただきました。去
年が460,000千円やったかな、それぐらい集まっておりますけど、使用目的は一応寄附者が
書けるようになっているということで、地場産業の振興ということをお話ししていただきま
した。この地場産業の振興で今現在、令和2年度で幾らありますか。

○議長（牛嶋利三君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

お答えします。

地場産業の振興という使途の希望をされた形で寄附された分が94,000千円ほどございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

ふるさと納税の今回の質問とはちょっと違うかもしれませんが、一番多いのは市長一任ですね。そして、2位が教育・文化です。だけど、地場産業ということで、令和3年、今入っているのを含めりゃ、約1億円ぐらいの地場産業の振興ということで貴重な寄附があっておるわけなんですよ。

何を言いたいかといいますと、企業版ふるさと納税の活用と、個人のされているふるさと納税、この目的に沿うからですね、これをミックスした形でされると私は思うんですよ。実際、昨日の本会議の中で成果説明というので出されて、その46ページに、寄附金の活用状況というものが報告されております。これで地場産業の振興ということで600千円と3,000千円、どちらも農業関係じゃないかなと。このグリーンツーリズムという整備事業が私もしっかり捉えていないんで、これが農業と言えるのか、自然環境を含めて言うのか分かりませんが、まず、グリーンツーリズムというのは大きく分けて農業ですか、漁業ですか。これは主管はどっちになるか分かりませんが、簡単で結構です。

○議長（牛嶋利三君）

宮崎農林水産課長。

○農林水産課長（宮崎眞一君）

所管は商工観光課になりますけれども、農林水産業、あるいは観光業とかを全般的な、みやまでいいますと、産業に全て絡んでくることのでございます。観光であったり、農業であったり、当然漁業であったりということですので、御理解よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

漁業も包含されるということで結構なんですけど、単独としては農業が主なわけなんですよ。何を言いたいかという、こういうことで使うこともできるし、使っているからですね、個人版のふるさと納税約1億円集まっている中から、そういうものにも目を向けて、これ実施するというと、来年しかできませんからですね、今から制度設計いろいろ検討する事項があると思います。いかがですか、市長。ほかの方でもいいですよ。

○議長（牛嶋利三君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

制度が改正されて非常に使いやすくなったというか、利用しやすくなった企業版のふるさと納税ですので、十分に検討して、先ほどの答弁でもありましたが、来年度からでも取り組めるようにしっかり準備をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

最後に、くどいようですが、漁業者の方は危機感持ってあるんですよね。若い世代が育っていない中で、若い人が1人おるんですよ。友達ができないと、同じ悩みを語れないと、大和町に行かんと、大和町に行くと、結構酒飲まにゃいかんとか、いろんな。地域で同業者が同世代でおると、いろんな話ができるわけなんですよ。そういう意味でもそういうものを早く解消していくという努力を市がしてもらいたい。こういう場で市長がいろいろ、担当課長、農林水産課含めて、前向きにこれをやっていくというふうに、市長もそういう趣旨で言われたと思います。そこら辺を関係課、これは関係課で、特に企画振興課と農林水産課が話して、どういう施策をやっていくかということが一番の課題だろうと思います。市長のほうには何回か聞いたので、補佐する意味の副市長、そこら辺について、力強くやっていくということで市長も理解されたと思うので、事務方のトップでございますので、一言ください。

○議長（牛嶋利三君）

宮寄副市長。

○副市長（宮寄敬介君）

企業版ふるさと納税、昨年度法改正がされて、利用しやすくなったということで、今年度そういう準備は進めてまいりたいと思います。

また、先ほど市長答弁にもありましたけど、いかに企業版ふるさと納税の制度をつくっても、どういう形が企業の皆さんに御理解されるか、また、施策に対しても地域の課題をしっかりと聞いて、それが国県補助を活用したほうがいいのか、また、ふるさと納税を活用したほうがいいのか、その辺りはしっかりと検討した上でやる必要があると思いますので、これから制度設計していきますけれども、しっかりと準備をしてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

ノリ業者さんの後継者がいないということは執行部のほうと私のほうと共通した認識です。より効果的な施策があるとすれば、それは当然より効果的な施策でもらっていいんですけど、どう考えても、なかなか国の制度設計の中においても農業だけしかないと、取り残されている業種ということでございます。だけど、執行部の答弁は十分検討して全体的に積極的にこれを進めますと答弁いただいたと思います。よろしく願いしておきます。

終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時10分ですね。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き、一般質問を行ってまいります。

続きまして、7番古賀義教君、一般質問を行ってください。

○7 番（古賀義教君）（登壇）

こんにちは。7番議員古賀でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。奥菌議員の質問とダブる点があるかと思いますが、よろしくお願いします。

6月議会では新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため質問は控えさせていただきました。今回の防災の課題につきましては、今から台風シーズンに入りますので、あえて質問させていただきます。

8月は時ならぬ大雨に見舞われ、職員や消防団員の方々には休みもなく連日の泊まり込みの対応など相当な御苦労があったかと思えます。大変お疲れさまでした。地域によっては水位が今年の7月豪雨より30センチも高くなり、多くの場所で思わぬ被害が出ました。皆様の一日も早い復旧を願っています。今回のような記録的な大雨の前には備えが万全とはいかなかったと思えます。今後、地域の皆様の理解と協力を得ながら、悔い、反省が残らない災害対策が望まれます。

昨年9月に飯江川や大根川周辺の洪水防止対策について、大根川排水機場や水門の開閉、先行排水などの質問をしました。水門の電動化は進みつつありますが、特に先行排水については地区ごとに協議が行われ、関係者の理解と協力により先行排水は行われるようになりました。行政の素早い対応と指導力、熱意に感謝しております。また、その中で幾つかの課題も増えてきたように思います。それについて質問させていただきます。

今回の主題は先行排水における水門・樋門と高田堰の取扱いについて。

概要といたしまして、大雨時には増水する河川の影響による洪水を防ぐため、先行排水が行われていますが、水門・樋門の適切な管理と高田堰の効率的な運用について市の考えを問います。

事項①として、効果的な先行排水を行うため、水門・樋門の管理と高田堰の開閉との連携について問います。

事項②さらなる電動化を促進する考えはないか、また、経済的かつ簡単に開閉できる手法を探る考えはないか。

以上2点について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

古賀議員さんの先行排水における水門・樋門と高田堰の取扱いについての御質問にお答えいたします。

近年、全国的に自然災害が頻発し、毎年のように観測史上においても記録的とされる豪雨により、各地で内水被害が発生しております。

本市におきましても、昨年ですが、令和2年7月豪雨に引き続き、今年、令和3年8月11日から8月17日にかけて降り続いた雨により、県の本吉清水運動公園の観測所では1年間の雨量の半分に相当する1,050ミリを記録いたしました。この豪雨により、瀬高町の南校区、大江校区、下庄校区や、高田町の竹海校区、岩田校区を中心に、内水被害が広範囲に発生し、市民生活や営農に支障を来しております。

このような気象変動により頻発する水害に備えるためには、行政のみでは治水を担うことが困難になってきており、地元関係者との連携による流域治水の取組が求められております。この取組の一環として、本市では内水被害の軽減対策として瀬高町や高田町の一部の幹線水

路を対象に先行排水を試行いたしております。

まず、1点目の先行排水と高田堰の連携についてでございますが、効果的な先行排水を行うためには、本川の矢部川や支川の飯江川の水位が低下しているときに自然排水を十分機能させることが重要でございます。

高田堰の開閉につきましては、塩水の遡上の防止、洪水の安全な流下調整が操作の目的でございますけれども、一方で、農業用水などの水利権にも十分考慮する必要があります。議員御指摘の海津、長島、竹飯等の地区では、豪雨が予想される前に水路のゲートを開放していただいておりますが、計画どおりに水位が下がらない場合があります。この要因といたしましては、高田堰において国の河川施設の操作要領に、「かんがい期では、堰上流の水位を2.6メートルに維持すること」と定められているため、これ以下に水位を下げるには、高田堰のゲートを開放する操作を行う際に水利権者の同意を得ることが必要となります。

次に、2点目の水門の安定した管理についてでございますが、先行排水を行うには大雨が予想される数日前に水門を操作する必要があります。操作人の方々には、通常時の操作以外に、昼夜問わず対応いただくことになるため、御理解や御協力なしに先行排水を進めることが困難でございます。さらに、操作人の高齢化による担い手不足が深刻化しておりますので、水門ゲート操作の簡素化が必要であると考えております。

本市では、県営事業を活用し、幹線水路を優先して水門整備を実施いたしております。今後も、経済性、効率性をよく調査し、事業を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

1つ目の先行排水と高田堰の連携について質問いたします。

海津、長島、竹飯、中尾における先行排水をより効果的なものにするためには、先行排水前に高田堰の開門がベストです。当たり前ですね。さらに、先行排水は時間との争いでもあります。答弁のとおり、矢部川や飯江川の水位が低いときでなければ流れません。しかも、高田堰の開閉は満潮干潮の潮にも左右されますから、先行排水より高田堰の開門が遅れる可能性もあります。

確かに国の高田堰の操作要領の2.6メートルは理解しますが、ブロック塀に残された私の

胸ほどまでの水位の痕跡を見れば、その地域の方は生きた心地がしなかったと思います。その高田堰の2.6メートルの操作要領はいつ制定されたものでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えさせていただきます。

河川管理施設の操作要領の制定につきましては平成23年6月1日付となっております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

平成23年となると、約10年前の制定になります。最近の雨量は連続的な線状降水帯の発生で全国各地で思いも寄らぬ災害が起き、記録的な大雨の前例が役に立たないと言われ、毎年、次のさらなる記録的な大雨に見舞われる状況が続いております。非常時の場合に、その高田堰上流の水位を2.6メートルに維持するという操作要領については再度検討できないかと考えます。干潮のときでもその高田堰上流の水位が2.6メートルあれば開けられないというわけでしょうから、また、雨の情報次第では早く開けていただきたいという願いがありますので、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

高田堰の事前開放、こういったことを議員さんは御指摘であるだろうというふうに考えております。地元関係区長様4名の連名で高田堰の事前開放を要望いただいているところでございます。そういったことも建設課としては承知をしているところでございます。管理者であります筑後川河川事務所のほうでは、下流域の水利権者から理解が得られれば、堰の操作は柔軟に対応できるというふうに伺っておるところでございます。したがいまして、私たちの対策でいきますと、今後、下流域の水利権者への説明が必要になってくるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

生命と財産を守るべきときか、農地の水が必要なときかのバランスを保ちつつ、雨量により刻々と変わる状況の中で、できる限り早く高田堰を開門し、せつかくの先行排水されていることが少しでも役に立つような手だてをお願いしたいと思います。特に今回のような長期的な雨が予測される非常の場合は、矢部川や飯江川の水位が低いときに一刻も早く高田堰の開門が必要と思います。地元からも国に対し事前開放の要望書が出されているようですが、その地元からの要望書の実現を可能にするためにも、今言われました市のほうで流域の水利権者と十分な意見交換を行い、皆様の理解を求める努力をお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

もうちょっと具体的にお答えさせていただきたいというふうに思います。

高田堰の下流域の水利権者でございますが、そこに該当されている方につきましては、理事長であります、みやま市長、それから、事務局を建設課のほうで担っております組織として、矢部川左岸土地改良区というふうな組織がございます。この中には、先ほども言いましたように、高田堰の下流域の水利権者の方々が理事でありますとか、あるいは総代を担っていただいておりますので、そのような理事会や総代会、その中でお時間をいただきまして、まずは、先ほど議員さんも御指摘されましたように、毎年のように内水被害によって御苦労されているというふうな状況を御説明いたしまして、そして、大雨が予想された場合に先行排水を行うこととなりますので、そう何回でもないというふうなことを考えておるところでございます。そのような高田堰の操作に御理解をいただくために、私たちも丁寧に御説明をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

先行排水と同様、よろしくお願ひいたします。

2つ目の水門の安定した管理についてお願ひいたします。

先行排水は、生命、財産や農地を守るためには有効な手段です。先行排水は大変ありがたいことですが、さっき答弁の中にもありましたとおり、水門の開閉の回数が増えることになります。水門は大小ありますが、1回全開するのに400回から700回回す必要があることは前回述べました。高齢化が進む中、土日、祝日、雨の日、夜間に限らず、水門を開けるだけでなく、川の水が逆流してくるときとか、さっき言われた農業用水確保のときとなれば、急いで水門を閉じなければなりません。その危険で大変な作業は雨量により刻一刻と変わり、昼夜を問わず即時の対応が必要となります。その対応については、さっきの答弁のとおり、市長はじめ、職員の皆さんも御理解のとおりです。以前にも増して電動化の必要性があり、操作員の事故を未然に防ぐためにも、そのさらなる推進をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

今年も梅雨明けいたしました7月の末に、今、先行排水を執行いただいております地元の関係者の方々と意見交換を行ってきたところでございます。その中で先行排水につきまして理解を示し、協力をしていくということ前置きされた上で、先ほど議員さんもおっしゃいましたように、先行排水、こういった分に取り組んでいくということは通常以上に水門や堰の操作する回数が増えるということ、それから、悪天候時に操作するということが多くなりますので、そのような操作を簡単にできるように電動化を進めていただきたいというふうな要望をいただいているところでございます。市長も答弁されましたように、簡素化につながるような電動化を順次進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、県のほうも流域治水の一環として先行排水につきましては推進しておりますので、さらに県営事業など、こういった支援を手厚くいただくような要望等も併せて行ってきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

電動化の御理解ありがとうございます。

それから、1,000か所に近い水門の数ですから、もっと経済的で手際よく開閉作業が可能な整備の調査、研究も行うと答弁いただきましたので、そこを特にお願いしておきたいと思えます。

最後、市長に一言お尋ねします。

生命、財産、農地を守るため、今できることを行政と地域住民が一体となり、諦めることなく、できる限りの防水対策を進め、安心・安全なまちづくりを進めていただくことを望みますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

古賀議員さんがおっしゃるように、やはり市民の生命、財産をしっかり守っていく、また、食料生産の農地も守っていかないとはいけません。今おっしゃった部分で非常に最近のこの豪雨に対する対応、対策というのがいろんな課題が見えてまいりました。ですから、しっかり関係部署と取り組みながら、また、県営事業等も含めて国等にもお願いしながら、流域治水も含め、本市の安全・安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと思えます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

水門操作人の方は高齢者の方が多いでございますので、間に合うようにひとつよろしくお願ひいたします。

終わります。

○議長（牛嶋利三君）

御苦労さんでした。

ここで皆さん方にお諮りをいたします。議事の都合によりまして、9月9日から10日まで

の2日間、9月13日から17日までの5日間及び9月21日を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、9月9日から10日までの2日間、9月13日から17日までの5日間及び9月21日を休会することと決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は9月22日となっておりますので、御承知おきをよろしくお願いいたします。

午前11時33分 散会